

環境情報発信番組制作事業委託業務 企画提案公募(プロポーザル)実施要領

この要領は、環境情報発信番組制作事業を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名称

環境情報発信番組制作事業委託業務

2 委託業務の内容等

(1) 委託業務の内容

別紙環境情報発信番組制作事業委託業務仕様書のとおり

(2) 履行期間

契約の締結の日から令和6年2月29日まで

(3) 予算上限額

3,185,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方針(以下、「プロポーザル」という。)により実施する。

4 プロポーザルへの参加資格

本業務に関するプロポーザル参加者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者一覧(製造の請負等)に登録されていること。若しくは参加申込書の提出までに登録される見込みであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (3) 愛媛県から入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限の日前6か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行口座取引を停止されていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。
- (7) その他、県との協議に柔軟、真に対応できること。

5 応募の手続き

(1) 担当窓口 :【郵送の場合】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課 環境企画G

【持参の場合】

〒790-0001 松山市一番町四丁目2番地 NTT 愛媛ビル2棟4階

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課 環境企画G

電 話 : 089-912-2346(直通)

F A X : 089-912-2344

電子メール : kankyou@pref.ehime.lg.jp

(2) 実施要領の配布

ア 期間

令和5年4月21日(金)～令和5年5月16日(火)まで

イ 配布方法

実施要領は、愛媛県ホームページの「事業者向け情報」に掲載するほか、担当窓口において配布する。

※担当窓口で受け取る場合は、上記(2)アの期間中、休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 参加希望者等の確認

ア 提出書類

参加希望書 【様式1】

イ 提出期限

令和5年5月8日(月)午後5時15分まで(必着)

ウ 提出方法

- ・持参又は郵送等。
- ・持参による提出の受付時間は、執務時間中(休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ)とし、(1)の担当窓口まで届けるものとする。
- ・郵送等による提出の場合は、期限の日の執務時間中に必着とする。

エ 提出場所

上記(1)の担当窓口

(4) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は質問票【様式2】により受け付ける。

ア 受付期間

令和5年4月21日(金)から令和5年5月8日(月)午後5時15分まで(必着)

イ 提出方法

電子メールで提出すること。送付先アドレス: kankyou@pref.ehime.lg.jp

件名を『環境情報発信番組制作事業』とし、送付後、担当窓口(環境・ゼロカーボン推進課環境企画G089-912-2346)へ電話により着信の確認を行うこと。

ウ 回答方法

- (ア) 回答の対象となる質問は参加希望書の提出があった者からの質問とする。
- (イ) 上記(ア)の質問については、令和5年5月11日(木)までに参加希望書の提出があった全ての者に対し、電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(5) 企画提案書の提出

ア 企画提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により提案書を提出するものとする。
なお、提案は各者1案とする。

イ 提出期限

令和5年5月16日(火)午後5時15分まで(必着)

ウ 提出方法

- ・持参又は郵送等
- ・持参による提出の受付時間は、執務時間中とし、(1)の担当窓口まで届けるものとする。
- ・郵送等による提出の場合は、期限の日の執務時間中に必着とする。

エ 提出場所

上記(1)の担当窓口

オ 提出書類

資料1「環境情報発信番組制作事業委託業務企画提案書作成要領」による書類

カ その他

- ・提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。
- ・提案書の再提出は、上記イの提出期限内に限り認める。なお、県から書類の不足、不備の補完、内容不明の確認のほか、必要に応じ追加資料の提出を指示する場合がある。
- ・提案を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式3】を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも取り下げ願い書【様式3】を提出するものとする。また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。
- ・本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ・提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

キ 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ・ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 90 条(公序良俗違反)、第 93 条(心裡留保)、第 94 条(虚偽表示)又は第 95 条(錯誤)に該当する提案
- ・ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

6 業務予定者の選定方法等に関する事項

(1) 業務予定者の選定方法

ア 資料 2「環境情報発信番組制作事業委託業務に関する企画提案審査基準」に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。

イ 審査は、県が別途設置する選定委員会において企画提案書およびプレゼンテーションにより審査し、最も優れた提案として評価した上位 1 者を、業務予定者として選定する。

ウ 企画提案者が 1 者のみの場合においても、総合的に評価して業務予定者としての適否を判断する。

(2) プレゼンテーションの実施方法

ア 1 企画提案書あたり 20 分以内で説明を行い、説明終了後に選定委員が質問を行う。1 企画提案書あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて 30 分以内とする。

イ プレゼンテーションの実施日時、場所等詳細については次のとおり。

日時：令和 5 年 5 月 22 日（月）（予定）

場所：愛媛県庁内（予定）

詳細日程等は、文書で各提案者に通知する。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は上記 4（3）の参加希望書の受付順とする。

ウ ただし、選定審査会を書面もしくはオンライン開催とする場合がある。

7 業務予定者の選定結果

選定結果は、次の通り各提案者に通知する。

(1) 通知日：令和 5 年 5 月下旬に通知予定

(2) 方法：文書もしくはメールにて各提案者に通知する。

8 契約

(1) 契約の締結

選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価し

た者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定によることとする。

9 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 その他

- (1) プロポーザルに関し、提出された参加希望書及び提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) プロポーザルに関し、愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。